

公立鳥取環境大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の規定に基づき、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金返還免除候補者（以下「返還免除候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(返還免除候補者)

第2条 返還免除候補者として機構に推薦することができる者は、本学の大学院において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生で、貸与期間が当該年度に終了する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げたと認められた者とする。

(委員会)

第3条 本学に、返還免除候補者として推薦すべき者の選考に関する事項を調査審議するため、公立鳥取環境大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 専攻長
- (4) 研究科長が指名する各領域の教員1名
- (5) その他、学長が必要と認めた者

(任期)

第5条 前条第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名する委員がその職務を行う。

(定足数及び議決)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

(構成員以外の出席)

第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(選考)

第9条 返還免除候補者の選考は、第3条に規定する委員会において、大学院における教育研究活動等及び専攻に関連した学外における教育研究活動等に関する業績について、独立行政法人日本学生支援機構奨学規程第47条第2項に定めるもののほか、「日本学生支援機構奨学金返還免除候補者評価基準」(別表)に基づき、総合的に評価して行うものとする。

2 前項の選考に当たっては、専攻に係る教育研究の特性に配慮するものとする。

(推薦)

第10条 学長は、前条の選考に基づき、返還免除候補者に順位を付して機構に推薦するものとする。

(事務)

第11条 委員会の事務は、学務課が行う。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本学大学院における返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第12号)

この規程は、平成25年3月18日から施行する。

附 則 (平成25年規程第19号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第28号)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 環境情報学研究科に関することについては、この規程に関わらず、なお従前の例に

よる

別表（第9条関係）

日本学生支援機構奨学金返還免除候補者評価基準

○ 評価項目等（評価項目は「推薦理由書」（様式2）に対応している）

業績の種類	機関が定める評価基準	大学が定める評価項目	
		大学院における 教育研究活動等	専門分野に関連した学外に おける教育研究活動等
1号 学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	1 修士論文が、研究科委員会等で高い評価を受けた 2 修士論文以外の研究論文が、研究科委員会等で高い評価を受けた	1 受賞・表彰 2 専門学術雑誌等への掲載 3 学会発表 4 その他
2号 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	1 修士論文に代わる特定の課題についての成果が、研究科委員会等で高い評価を受けた	1 受賞・表彰 2 専門学術雑誌等への掲載 3 学会発表 4 展覧会等への作品発表 5 資格取得 6 その他
3号 大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	(適用なし)	(適用なし)

4号	著書、データベースその他の著作物(1号及び2号に掲げるものを除く)	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(1号及び2号に掲げる論文等を除く)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。	1 著書、データベース等が、研究科委員会等で高い評価を受けた	1 著書出版 2 著作物が、学外において高い評価を受けた
5号	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	1 特許・実用新案等が、研究科委員会等で特に優れ、推薦に値すると認められた	1 特許の取得 2 実用新案等の取得 3 学外において特に優れていると認められた
6号	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	1 特に優秀な成績を収め、優れた研究能力や専門的知識を有する者として研究科委員会等で高い評価を受けた 2 学内の顕彰を受けた	(基準無し)
7号	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等により、学内での教育研究活動に多大な貢献をした	1 研究または教育に係る補助業務により、学外での教育研究活動に多大な貢献をした
8号	音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	1 教育研究活動の成果として、研究科委員会等で高い評価を受けた	1 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で受賞・表彰等、高い評価を受けた
9号	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。	(基準無し)	1 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等での入賞
10号	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	1 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が、学内の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価された	1 教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が、学外の顕彰を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると社会的に高い評価を受けた

